

滋賀県立
聴覚障害者センター
だより
第41号



発行日/平成18年6月30日
発行所/草津市大路2丁目11-33
TEL 077-561-6111
077-561-6133
FAX 077-561-6112
077-565-6101
E-mail: shigajou@eos.ocn.ne.jp

コミュニケーション支援事業の

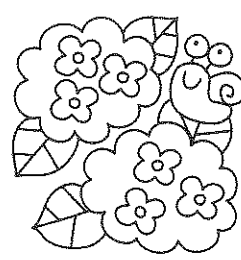
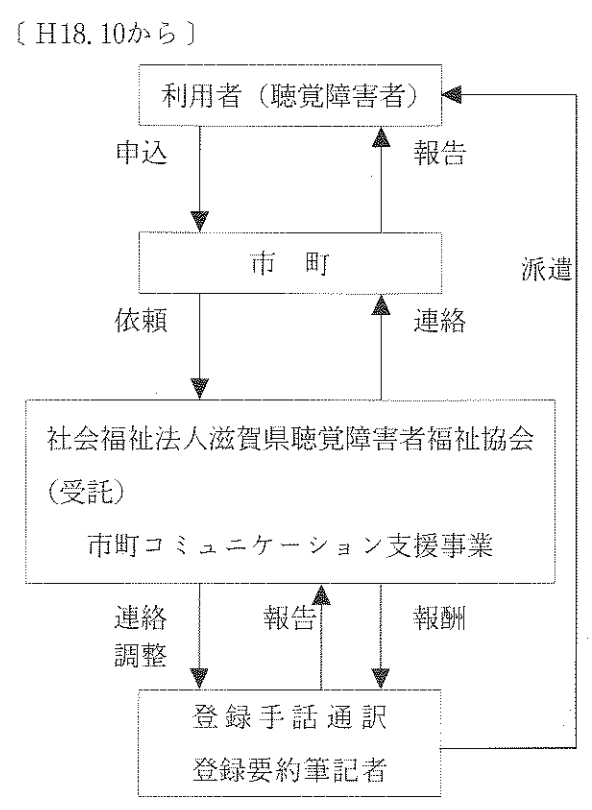
円滑な実施に向けて

今年の一〇月から障害者自立支援法の施行を受けて、聴覚障害者の自立や社会参加を支える手話通訳者や要約筆記者の派遣事業は地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業として全市町が行うこととなります。これを受けて県のコミュニケーション確保対策事業を受託している社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会（以下、法人）としても事業方針で県事業と市町事業の役割分担の確立や県事業の市町への移行がスムーズに行われるように取り組むことを掲げ、県と協議しながら取り組みを進めています。

市町は、手話通訳者派遣事業は二市が直営で実施し、七市町が法人委託をしています。要約筆記者派遣事業は五市が法人委託で実施しています。一〇月からは前号のセンターだより（39号）で報告をしたように、県と協議を重ね、事業計画を市町に提案。それを受けて県内全ての市町で派遣事業の単独実施か当法人と契約をして派遣事業を実施することになっています。これは全国でも画期的な取り組みとなっています。

法人の具体的な取り組みとしては、業務委託料基準の改訂や派遣業務委託契約書・実施要綱（モデル）の作成、また市町が事業を円滑に行うた

手話通訳・要約筆記派遣事業 実施イメージ図



めに各市町在住の聴覚障害者に向けて周知することなど実施に向けて市町が取り組むべき事項を定めた事業運営の手引き書の作成・検討を行っています。

今後の予定としては、市町担当者を対象に上記内容について説明会を実施し、連携を取りながら一〇月からの本格的な実施に向けて円滑に移行できるように取り組んでいく予定です。

この図は市町が地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業を実施するにあたり、社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会に委託する場合のイメージ図です。

市町コミュニケーション支援事業では、聴覚障害者の暮らしに関わる内容（病院の診察や冠婚葬祭など）や各市町を単位とする公的機関や障害者団体の内容を担うこととなります。

聴覚障害者・ろう重複障害者の働く場

「びわこみみの里」建設決定!

すすめる会

待ちに待った通所施設建設について、国の建設認可(国庫補助金)の内示が四月二十一日付でありました。

いよいよ九月に建設工事を着工し、来春四月に開所となります。

それに伴い、四月からセンター内に「びわこみみの里開設準備室」を設けました。メンバーは、室長に板垣幸男氏(現33企画所長)はじめ、辻久治所長、石野法人事務局長を含む七名で、オープンまでの様々な業務を担っていきます。

開設準備室では、法人理事会の承認を得ながら、次のような業務を主に

- ・ 土地造成、建設工事の整備
- ・ 総事業費資金の確保、運用計画
- ・ 授産内容(施設内作業)の策定
- ・ 利用者募集の活動
- ・ 事業計画、運営方針の策定
- ・ 県、市、自治会との連絡調整

今後に向けて

など

開所前後の事は山積みですが、併行して、「びわこみみの里」が滋賀にできることを広く県民にアピールし、資金の確保に努めなければなら

「びわこみみの里」概要

○種別

身体障害者通所授産施設
(障害者自立支援法の施行により新しい日中活動の事業へ移行)

○定員

30名

○場所

守山市水保町165-1
(敷地面積1,997㎡)

○規模

鉄筋コンクリート造1階建
(床面積約700㎡)

○事業

(1)自立訓練 (2)就労継続事業
(3)就労移行事業
菓子・縫製品の製造、販売、喫茶・リサイクル事業、農作業等の生産活動を通して利用者に労働といきいきとした暮らしを保障し、また一般企業への就労を支援します。

りません。

法人後援会や「みみの里づくりをすすめる会」では、聴覚障害者関係団体の協力のもと、今年も以下の活動を計画しています。

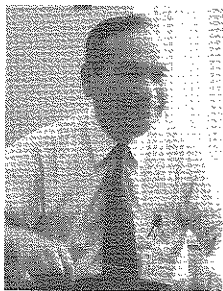
- ・ 後援会加入、建設基金の募集
- ・ 映画会、コンサートの開催
- ・ 手話フェスティバル(九月一〇日)
- ・ 街頭募金(草津駅前、店頭)
- ・ 竣工記念プレートの募集
- ・ 模擬店活動

竣工の日をともに喜び合えるよう、皆様の物心両面に渡るご支援、ご協力をお願いいたします。

人の心もユニバーサルに

新・県健康福祉部長に聞く

四月から健康福祉部にいられた谷口日出夫部長は、今までも障害福祉課課長補佐、障害福祉課長として活躍された経験から、「福祉で学んだことは他の部署で活かしていか



なければならぬ」という考えに基づき、他部署に配属された際にも、障害者の雇用促進、教育現場での重度障害児の医療ケア、障害者の地域社会への参加などに取り組んでこ



れました。

聴覚障害者とのつきあひも長いそう、「みなさん明るく親しみやすく、行動力がある。手話がわからなくてもなんとなく通じるんです」。終始親しみやすい笑顔でインタビューに応じられる一方、聴覚障害者福祉の現状と課題については「昔に比べると、制度的にも人数的にも充実してきたとはいえ、迅速かつスムーズな通訳対応はまだ不十分。手話通訳や要約筆記の人材養成が今後の県の役割」と、鋭いまなざしで語られる一面も持ちます。

天気の良い土日には散歩を欠かさず、畑に出て有機農法で年間三十種類もの野菜を作られるなど、健康づくりに余念がないとか。

最後に、「誰もが地域で普通に生活できる、普通に働ける社会をめざすこと、物だけではなく人の心もユニバーサルにしていくことが大切」とメッセージを寄せてくださいました。

県内全市に

専任手話通訳者設置

平成十八年四月から

滋賀県内の市役所には、かつてから専任手話通訳者が設置されていましたが、今年度より米原市にも通訳設置が決まりました。これで、県内十三市すべてに専任手話通訳者が設置されたこととなります。

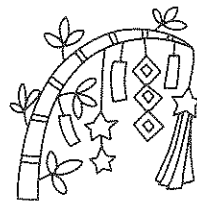
専任手話通訳者は、主に福祉担当課に設置され、来庁した聴覚障害者の諸手続や相談に対応したり、生活にかかわる場面の手話通訳をしたりと、聴覚障害者が安心して生活していくうえで必要不可欠な存在です。現在、県内の専任手話通訳者は、県市合わせて二十三名おり、二カ月に一度、会議や研修を行い、よりよい業務が行えるよう研鑽に努めています。

特に今年度は、障害者自立支援法施行により一〇月から手話通訳者・要約筆記者の派遣事業が県から市町に移行するため、新しい制度が円滑に実施できるよう、各市で専任手話通訳者が中心的な役割を担い、その準備に追われています。

しかし、十三市以外の十三町には依然として専任手話通訳者がいない状況です。県内の聴覚障害者誰もが

気軽に、安心して役場を利用できるよう、県内十三市十三町すべてに専任手話通訳者が設置されることが望ましいといえます。また、専任手話通訳者が今後増えていく業務を円滑にこなし、健康で仕事を続けていくためには、ぜひとも複数設置が求められるところです。

今後、県内の設置通訳者数が増加し、聴覚障害者がより安心して生活できる基盤が作られることを期待します。



「淡路ふくろうの郷」 開所式に出席しました

暖かな陽春の四月十八日、淡路島にこのたび建設された「淡路ふくろうの郷」の開所式に出席する機会がありました。洲本市の市街地からは少し離れた、車で十五分ほどの、中原中学校の裏手の丘陵地に、立派な二階建ての老人ホームの雄姿が目に見え込んできました。静かな自然に恵まれた環境のようで、また近くには中学校もあり青少年や地元の人との交流も大切なことを考えられている環境の様子が伝わってきました。

聴覚障害者センター利用時の注意事項

快適にご利用のためご協力をお願いします

- ① 施設内での飲食は情報サロン室内でお願いします。
- ② 施設へ持ち込んだビン、缶、ゴミなどは各自にてお持ち帰りください。
- ③ 施設内は禁煙です。喫煙は必ず所定の喫煙場所をお願いします。
- ④ 施設の使用後は次の点を確認し、利用完了の旨を施設職員にご報告ください。



- (ア) 掃除、整理・整頓
- (イ) 机・椅子などを元の状態に戻す
- (ウ) 照明・電気等の消灯確認
- (エ) 暖房、冷房機器の電源確認
- (オ) 窓、ドアの戸締り確認・エレベーターの電源の確認



式典では建設に尽力されながらもオープン前に急逝された前理事長の功績に感謝と賛辞が述べられました。また、地元自治会の関係者も建設に協力されたり、すでに、お祭りの御輿の巡回をホームの玄関前まで持つてこられたり等心温まる交流が始まっていることが披露されました。こうした地元の人との交流が何よりも大切なことを再認識いたしました。「びわこみみの里」にも必要なことを感じました。規模は六十人定員と大変大きく、施設規模は、みみの里の三倍以上でした。次はみみの里の開所式を夢見て淡路島を後にしました。

平成18年度 養成・相談等事業予定

事業名	受講対象者	講座数	定員	開催期間等
手話ボランティア養成講座入門	手話学習経験のない者	15回	40人	都合により延期 (10月～12月)
手話ボランティア養成講座基礎	手話を駆使して特定の聴覚障害者と日常会話が可能なる者	20回	40人	6/14～9/27 (水)
手話通訳者養成講座・基本昼コース・夜コース	手話学習歴が概ね3年以上	24回	20人	昼・9/11～3/5 (月) 夜・9/12～3/6 (火)
手話通訳者養成講座応用 & 実践	平成16年度基本課程修了者	33回	20人	4/6～11/23 (木)
手話通訳士養成講座	H18年度手話通訳士受験者	10回	10人	7/27～11/16隔週 (木)
要約筆記養成講座基礎課程	学習経験のない18歳以上	共通5回	40人	6/25～8/20 (日)
手書きコース	共通科目履修者	6回		8/25～9月末 (金・午後)
パソコンコース	共通科目履修者	7回		8/30～9月末 (水・夜)
要約筆記養成講座応用課程	基礎課程修了者	共通1回		11月12日 (日)
手書きコース	応用共通科目履修者	5回	継続者	11/26～1月末 (日)
パソコンコース		8回	継続者	11/8～1月末 (水)
要約筆記指導マネジメント講座	講師をめざす聴障者・登録要約筆記者	3回	30人	5/28(手書)、10/1(pc)、1/28(共通)(日)
盲ろう者・通訳介助者養成講座	県内在住又は在勤で18歳以上で8月3日概要説明会に参加できる方	9回	30人	9/5～12/19隔週 (火)
IT講習会	日本語入力ができる	随時	個別	予約制
聞こえの相談 (聴力相談)	聴力に不安をもつ難聴の方	年12回	個別	予約制 7/24、8/21、9/30、10/23、11/27、12/16、1/22、2/26、3/10

○タ・ツ・ノ・オ・ト・シ・ゴ○

手話はろう者の大切なコミュニケーション手段で、ろう者の集団がなければ発生しません。また、ろう者の言語として国際的にも認められており、日本においても言語として手話・手話通訳によるコミュニケーション保障が制度的に確保されつつあります。

「いつでも、どこでも、安心して」手話通訳を利用できる社会をつかっていきたいというのが運動の基本です。どんな山奥でも離島でも、手話通訳を頼めるシステムを確立したいというのが、みんなのねがいでもあります。

2006年10月から地域生活支援事業 (障害者自立支援法) が始まります。手話通訳設置・派遣事業は市町村の実施が必須とされましたが、全国1800余の市町村すべてにおいて手話通訳者設置・派遣事業の一体的運用が完全実施されるまでには、まだまだ時間がかかるでしょう。

(F.I.)

「いきいき教室」開催します

昨年度、参加者のみなさんから好評だった「いきいき教室」を今年も開催します。

この事業は、県内の聴覚障害者を対象に、日常生活に必要な情報を提供し、社会生活の向上を目指しています。今年度も「健康」をテーマに、参加者のみなさんが楽しく学び交流できる場を提供できるよう取り組んでいきます。

参加ご希望の方はお問い合わせください。

開催日	テーマ	場所
6/15(木)	介護保険制度	米原市 米原公民館 (予定)
7/20(木)	応急処置について	
9/21(木)	健康増進のスポーツ	
11/9(木)	高血圧予防の食事	
1/18(木)	高脂血症予防の食事	
3/15(木)	歯の健康について	